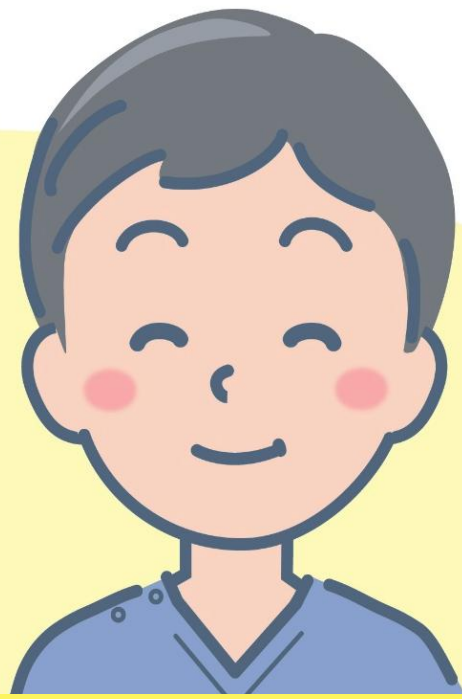


マスク着用の ルール変更について

令和8年9月1日より

職員・患者・面会者のマスク着用は、
個人の判断となります。

OK



以下の場合、サージカルマスクの着用をお願いします。

○患者

呼吸器症状（37.5℃以上の発熱・咳など）がある場合

○職員

①職員自身に呼吸器症状や体調の変化がある場合

②新生児室及び手術室での業務

③易感染状態の患者への対応時

④標準予防策や飛沫感染予防策で着用が必要な場合

感染症流行期と判断した場合は、
常にマスク着用をお願いするよう変更いたします。